

2013年6月3日

各位

みずほ信託銀行株式会社

### 太陽光発電施設の信託受託について

みずほ信託銀行株式会社（取締役社長：中野武夫）は、このたび太陽光発電施設の信託受託を開始することとし、第一号案件として、2013年5月31日にアイディアルソーラー合同会社との間で信託契約を締結いたしましたのでお知らせいたします。

当行は、アイディアルソーラー合同会社〔株式会社インターアクション（代表取締役社長：木地英雄）及び大全集团有限公司（総裁：徐翔）が出資する特別目的会社〕を委託者兼受益者とする不動産管理処分信託契約を締結し、信託受託者として、経済産業省への設備認定申請、電力会社への接続系統連携等の手続きを行い、太陽光発電設備の開発、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に基づく買取期間中の電力会社等への電力供給を行うことを予定しております（別紙「スキーム図」をご参照ください。）。

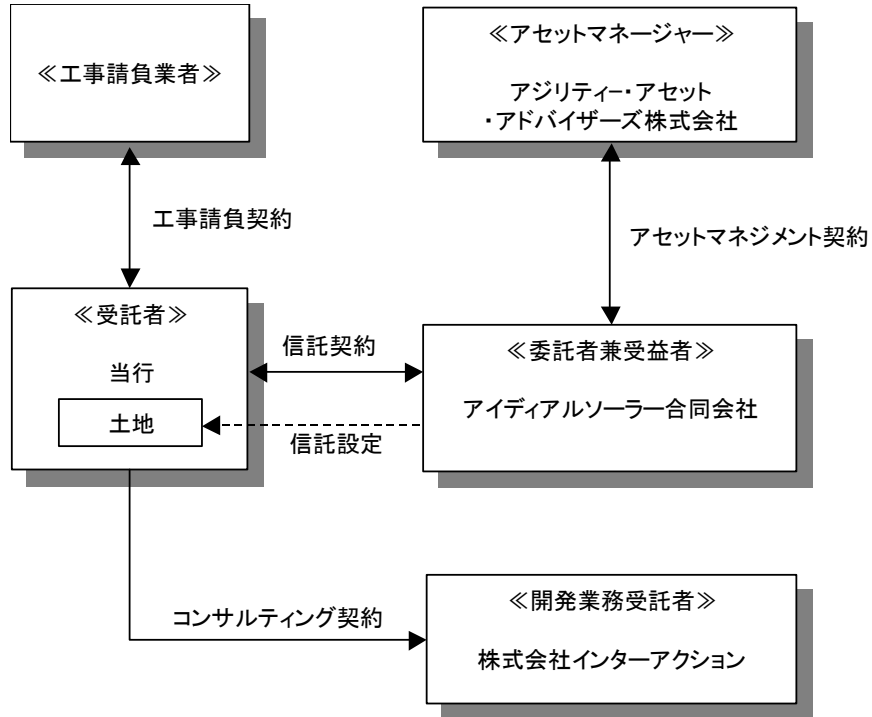
本スキームを通じて、「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」を活用し、再生可能エネルギー事業に参画しようとするお客さまに対し、長期安定的な資産管理機能をご提供してまいります。また、信託受益権化による、将来的な投資機会の多様化についても検討してまいります。

当行は、今後も「信託」を最大限に活用した商品・サービスの提供を通じて、経済・地域・社会の発展に貢献してまいります。

以上

別紙 「スキーム図」

《開発期間中》



《売電開始後》

